

# 敦賀市建築物耐震改修促進計画

## 概要版

平成 20 年 2 月 策定

平成 24 年 12 月 改定

平成 28 年 3 月 改定

平成 30 年 3 月 改定

令和 元 年 10 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

敦 賀 市

## 1. 計画の概要

### 1.1 計画策定および改定の趣旨

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、6,400 余名の尊い人命が失われました。この地震発生直後の犠牲者のうち 8 割以上が建築物の倒壊による窒息死や圧死であることが指摘され、建築物の耐震性と犠牲者の関係が改めて明らかとなりました。その後、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 19 年 3 月の能登半島地震、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震、また平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震と大地震が頻発しており、建築物の倒壊や津波による犠牲者が発生しています。

一方、平成 17 年 3 月に中央防災会議で決定された「地震防災戦略」や、平成 17 年 9 月に発表された「建築物の耐震化緊急対策方針」においては、10 年後に死者数および経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成のためには、建築物の耐震化が最も重要な課題として示されました。また、国土交通省の住宅・建築物の地震防災推進会議の提言を受け、平成 18 年 1 月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・施行されました。

この法改正に伴い、住宅・建築物の耐震化を計画的に推進するため、国は住宅および多数の者が利用する建築物(学校、病院、百貨店、事務所等)の現状の耐震化率約 75%を平成 27 年までに少なくとも 90%にするという目標を掲げた基本方針を定め、都道府県はこの基本方針に基づく耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。また、市町は耐震改修促進計画の策定の努力義務が課せられることとなりました。これを基に、福井県では、平成 18 年 12 月に「福井県建築物耐震改修促進計画」が策定され、平成 24 年 3 月には「同計画」が改定されたところです。また、平成 25 年 2 月に社会資本整備審議会から「今後の建築基準制度のあり方について(第一次答申)『住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について』」が答申され、平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・施行されました。この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化されました。これを基に、「福井県建築物耐震改修促進計画」が平成 28 年 3 月に改定され、平成 31 年 1 月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正・施行されました。この改正により、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等が耐震診断の義務付け対象に追加されました。

平成 28 年 8 月の敦賀市の総合計画である「第 6 次敦賀市総合計画 後期基本計画(敦賀市再興プラン)」では、「第 2 章 豊かさに満ちたまちづくり」の「質の高い住宅の改良と空き家・空地対策」および「第 3 章 安心安全なまちづくり」の「災害に強いまちづくりの推進」の項で「木造住宅の耐震化の向上」等について記載されております。

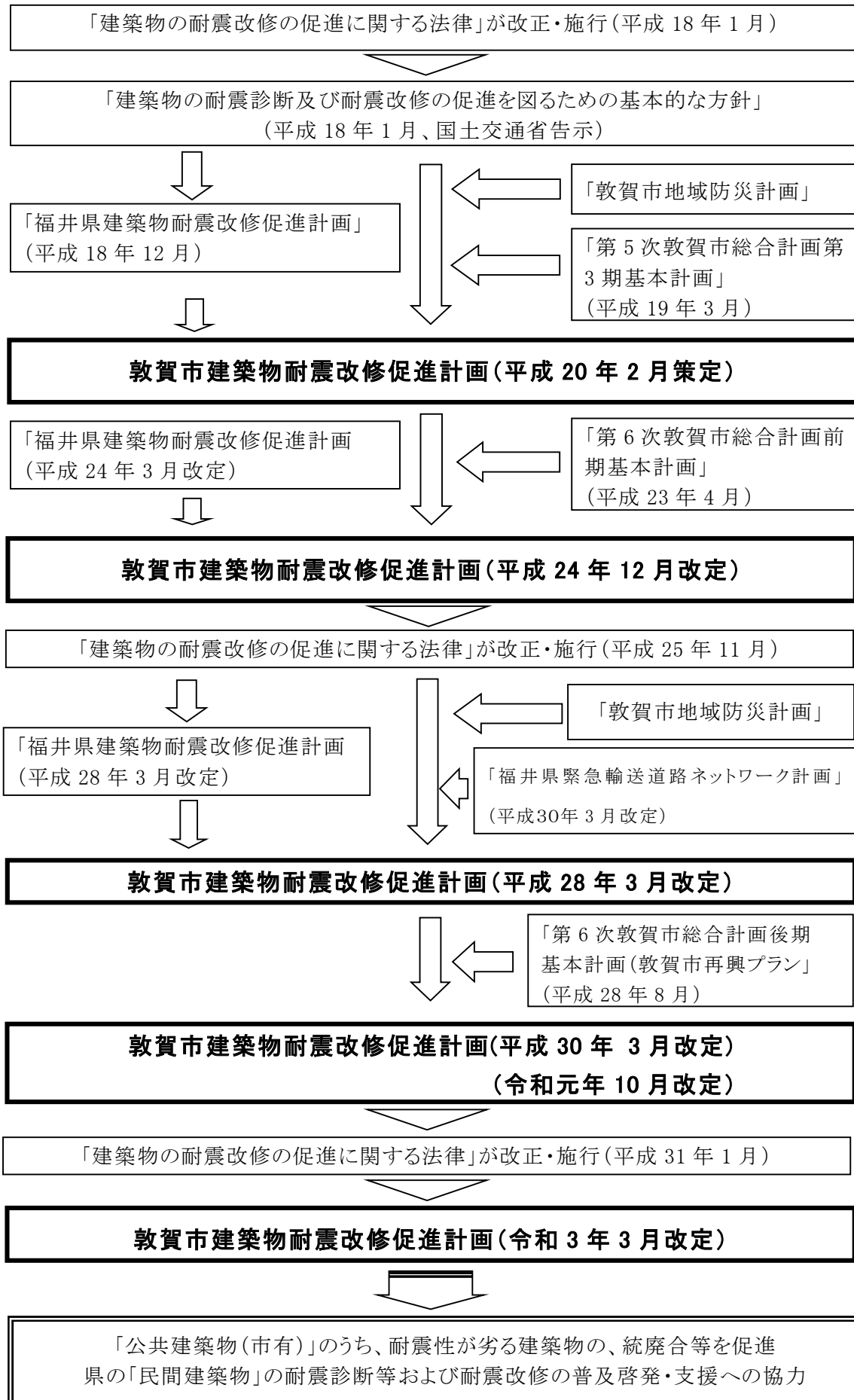
本計画は、平成 18 年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、平成 18 年策定の「福井県建築物耐震改修促進計画」および「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」等の内容を踏まえつつ策定したものです。平成 25 年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、平成 28 年改定の「福井県建築物耐震改修促進計画」、そして平成 31 年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、令和 2 年改定の「福井県建築物耐震改修促進計画」にあわせ、過去 13 年間の計画の進捗状況を検証し、必要な改定を行うものです。

## 1.2 位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「福井県建築物耐震改修促進計画」、「敦賀市総合計画」、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき防災に係る総合的な運営を計画化した「敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)」を踏まえ、敦賀市の住宅・建築物の耐震診断・改修に関する施策の基本方向を示すものです。

本計画において定めた耐震化率の目標達成に向け、住宅・建築物の耐震化が更に促進されるよう内容を改定し、大規模地震に対する市民の安全・安心の確保に努めていきます。

図 1-1 本計画の位置づけ



### 1.3 計画期間

本計画は平成 20 年度から令和 2 年度までの 13 年間としていましたが、平成 28 年度に改定した計画の目標値との乖離が見られるようになりましたので、計画期間を令和 7 年度まで 5 年間延長し、引き続き耐震化の促進に取り組めます。

計画期間:令和 7 年度まで

## 2. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標のまとめ

●想定される地震の規模と被害状況

- 建物が全壊する確率は木造の昭和55年以前のもものは、31%  
⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要。

●耐震化の現状と目標設定

- 住宅:耐震化率の目標 90%(令和7年度)  
⇒既成市街地内の旧耐震基準による住宅を重点的に耐震化。
- 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物:耐震化率の目標 90%(令和7年度)

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年7月末)	現状の耐震化率 (令和2年度末)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
多数の者が利用する特定建築物		76.9%	86.6%	90%
	公共建築物	73.3%	86.9%	
	民間建築物	79.1%	86.4%	
(ア) 災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	81.4%	97.4%	
	公共建築物	80.9%	97.3%	
	民間建築物	82.4%	97.6%	
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	50.0%	82.4%	
	公共建築物	66.7%	91.7%	
	民間建築物	43.5%	79.5%	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	79.1%	82.1%	
	公共建築物	62.8%	68.9%	
	民間建築物	84.0%	85.3%	

- 危険物関係特定既存耐震不適格建築物:県と連携して建築物の所有者等に対して耐震化を促す。

- 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物:県と連携して建築物の所有者等に対して耐震化を促す。

●市有建築物の耐震化の現状と目標設定(各主管課より報告された耐震化すべき建築物すべて)

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年12月末)	現状の耐震化率 (令和2年度末)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
(ア) 災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	76.8%	95.5%	100%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	博物館、運動施設、集会場、展示場、卸売市場、公衆浴場、停車場、駐車施設等	88.9%	95.2%	100%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、事務所等	59.8%	63.6%	90%以上

⇒行財政改革による建築物の統廃合、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施。

### 3. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項のまとめ

●耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するため、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。
- 市は、県、建築関係団体、建物所有者等は相互の連携を基本に、耐震化の促進。

●耐震診断・改修を図るための支援策の概要

区分	支援制度の名称および概要	制度主体
住宅	○木造住宅耐震化促進事業：戸建て木造住宅の耐震診断に助成、改修に対する補助	市
	○3世代ファミリー定住支援事業：親世帯と子世帯が同居するための住宅の改修の支援	市
	○県産材を活用したふくいの住まい支援事業：木造住宅の建替の支援	県
	○伝統的民家普及促進事業：伝統的民家の改修・建替の助成	市
	○歴史的建造物保存促進事業：歴史的建造物部の改修工事	市
建築物	○住宅・建築物安全ストック事業：特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修に助成	国
	○小・中学校耐震化促進事業：公立小・中学校の耐震診断・改修に助成【終了】	県
	○公立学校施設整備費地震補強事業：公立小・中学校の耐震診断・改修に助成	国
	○私立高等学校教育施設整備事業：私立高等学校の耐震改築に助成	県
	○私立学校耐震化促進事業：私立学校の耐震診断・改修に助成	県
	○私立学校施設整備費補助金：私立学校・幼稚園の耐震診断・改修に助成	国
	○老人福祉施設整備事業補助金：老人福祉施設の耐震改修等の支援【終了】	県
	○社会福祉施設等施設整備事業費：社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	○社会福祉施設耐震化等整備事業補助金：社会福祉施設(入所)の支援【終了】	国
	○保育所施設整備費補助金：保育所の耐震改修等の支援	国
その他	○医療施設耐震化整備事業補助金：災害拠点病院等の耐震改修等の支援【終了】	県
	○医療提供体制施設整備交付金：災害拠点病院等の耐震改修等の支援	国
その他	○危険ブロック塀等除却支援事業：危険ブロック塀の除却・建替の支援	市

●安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- 相談体制の整備・充実。
- 安心して耐震相談を依頼できる専門機関を紹介する環境づくり。
- 敦賀市内の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及。

●地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

- 「地震発生時に通行を確保すべき道路」の位置づけ。

●避難路等の現況把握および沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

- 避難路等の道路閉塞率等の調査のため道路幅員等の調査を行い、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断および耐震改修の促進。

●緊急耐震重点区域の設定

- 敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)では、地震動予測を市のほぼ全域で震度5強以上としているため、市内全域を緊急耐震重点区域と位置づけ。

●市有建築物に係る二次的被害発生防止への対応

- 窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等

●優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先順位	建築物の分類	建築物の用途の概要
1	災害時の拠点となる特定建築物	市役所、消防署、小・中学校および病院等の特定建築物
2	不特定多数の者が利用する特定建築物	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	緊急輸送道路沿道の特定建築物	緊急輸送道路沿道に位置し、地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

#### 4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項のまとめ

- 地震防災マップ(ゆれやすさ・液状化危険度・地域の危険度)の作成・公表
  - 敦賀市において予想される想定地震による「ゆれやすさ」「液状化危険度」「地域の危険度」を表した地震防災マップを平成 23 年 3 月に作成し、公表。
- 相談体制の整備および情報提供の充実
  - 県、建築関係団体との連携を基に、各々の窓口で対応。また、新聞や広報誌を活用し、耐震診断等および耐震改修に関する普及啓発を推進。
- パンフレットの作成とその活用方策
  - 県が作成するパンフレットの活用とともに、「広報つるが」、ケーブルテレビ等を利用して、市民の意識を啓発。また、耐震性向上に関する一般市民向けのパンフレットの作成を検討。一般配布と共に、「防災まちづくり講座」、講習会や事例見学会、学校教育、各種イベント等に積極的に活用。
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
  - リフォーム工事を行なう際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行なうよう積極的に働きかけるという協定を県と建築関係団体が締結、耐震改修の誘導を図る。
  - 県の土木部建築住宅課、各土木事務所、建築関係団体、敦賀市建設部住宅政策課において、リフォーム相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を意識啓発。
- 地域住民等との連携(取組支援策)
  - 各町内および事業所等における自主防災組織の育成、強化を推進。自主防災組織の防災リーダーを育成。人命救助器具等防災資機材、資機材倉庫ならびに倉庫用地について助成、協力。防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し。地域における自主防災組織と事業所における自主防災組織(自衛消防組織等)とが、連携を強めて一体的に防災活動が実施できるような体制づくり。
- 耐震出張説明の実施
  - イベント、講習会等に県から講師を招き、耐震化に係る情報提供
  - 市民への出前講座において(一社)福井県建築士事務所協会から講師を招き、木造住宅の耐震化の必要性や耐震工法を説明
- 耐震改修に対する税の特例措置の周知
  - 令和 3 年 12 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合の所得税の控除や、令和 4 年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合の固定資産税の減額、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除の重複適用の制度の市民への周知、関係団体へ制度の活用の働きかけ。



● 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

○ 宅地建物取引業法では、重要事項説明に耐震診断の結果に関する事項が含まれていることを、関係団体等と連携して市民に周知の徹底、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進。

● 地震保険の活用

○ 地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険の普及啓発。

● 木造住宅耐震改修現場見学会の開催協力

○ 県が実施する木造住宅耐震改修の現場見学会に協力し、住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化を促進。

● 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

○ 耐震改修を行っていない所有者等に補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施。

## 5. 所管(特定)行政庁との連携に関する事項のまとめ

### ●耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

○敦賀市は、所管(特定)行政庁である県と連携して、耐震改修促進法に基づき、県が行う指導・助言、指示、公表に協力。

指導等の概要と市の役割等

区 分	概要と市の役割	根拠法令
指導・助言	県は、所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行い、敦賀市は県との連携を図ります。	耐震改修促進法
指 示	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示し、敦賀市は県との連携を図ります。	
公 表	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表し、敦賀市は県との連携を図ります。	

### ●建築基準法による勧告又は命令等の実施

○敦賀市は、所管(特定)行政庁である県と連携して、建築基準法に基づき、県が行う勧告、命令に協力。

勧告、命令の概要と市の役割等

区 分	概要と市の役割	根拠法令
勧 告	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告し、敦賀市は県との連携を図ります。	建築基準法
命 令	県は、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令し、あるいは、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令し、敦賀市は県との連携を図ります。	

## 6. その他の建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

### ●計画の検証

- 県が開催する福井県建築物耐震改修促進計画連絡会議に参加し、耐震化率の把握、建築物の耐震化を進める。

**敦賀市建設部住宅政策課**

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

電話： (0770) 22-8141

FAX： (0770) 22-8164

E-mail： [jyutaku@ton21.ne.jp](mailto:jyutaku@ton21.ne.jp)